

広報おくに

手をあげて
横断歩道を
渡りましょう。

4月6日、交通指導員による交通指導
新入学児童と父母に行なわれました。
運転する皆さん、横断歩道を渡るう
でいる人がいたら一時停止を励行くだ
さい。

No. 84
'76 4/15

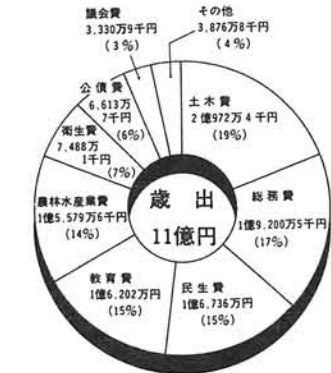
町の人口 3月31日現在 () 前月比
男 4,845人 (-19) 女 5,029人 (-50) 計 9,874人 (-69) 世帯数 2,324 (+3)
発行 小国町役場 編集 総務課庶務係 [☎越後小国局 3111代]

健康で明るい町・豊かな住み

51年度 予算きまる

3月5日から24日まで20日間を会期に
開かれた町議会3月定例会において、51
年度各会計予算、条例の制定及び一部改
正などが審議され、全議案とも原案どお
り可決されました。

- 一般会計……………11億円
- 国民健康保険特別会計……………2億9千3百万円
- 小国町立診療所特別会計……………5千8百万円



51年度 町長施政方針 (要旨)

今、私達をとりまく社会的諸条件は内外ともに極めて厳しいものがあります。総需要の抑制をはじめとする各般の施策は、一応鎮静化の傾向を示すには至りましたが景気面では依然伸び悩みを続け、回復力は弱い状態にあります。このような現状から景気対策に加え、物価の安定化をふまえて景気の着実な回復と雇用の安定を図ることが、当面せる急務の課題と申すことができましょう。

今おかれている小国町の現状は幾多の課題を抱えております。しかし住民の英知は自らの努力により、より豊かな心をも内蔵した大衆的文化社会を創造することでありましょう。

そのあるべき姿・未来への希求は、健康で明るい町、豊かな住みよい町の推進であり、何よりも過疎・後進町からの脱却を図らなければなりません。そのためには第一に健康で明るく快適に生活できる社会基盤の造成。第二により豊かな自然に包まれ整われた生活環境に営まれる町民生活であります。

4. 教育文化の向上
であります。
重点施策の第1は社会資本の充実と生活環境の向上にあります。
豊かな地域社会を築き上げるには、当町にとってはその基礎は道路にあり、その中核は何と云っても基幹産業道路の建設にありと存じます。本路線中、相野原一上岩田間について50年度迄、総額9千万円を投入し計画が完了しましたが、いまだ経済効果を発揮するに至らず、県道接続点まで本年度より着工の予定です。七日町一鷲之島間については49年度より県代行として現在に至っています。



重点施策の第2は社会福祉の充実であります。
多様化する町民の要請にこたえつつ、豊かで健康な町民生活をいかに実現してゆくかにあります。これらは国・県の施策と相まつ訳ですが、その及ばない分野をいかに補充し、施策を推進するにかかると存じます。経済的・肉体的・精神的に恵まれない人々の幸せを高めるため、とくに農村部における人口

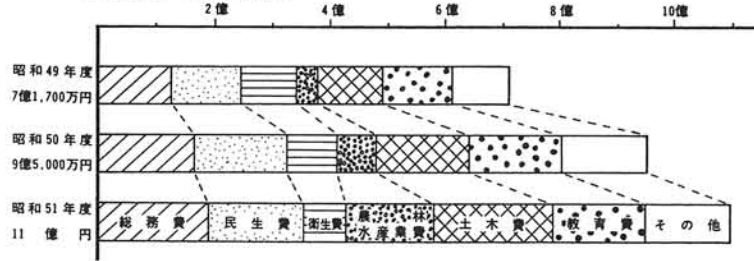
の過疎化・老令化の進行に伴う老人対策が望まれるところであります。

第3は農業の振興であります。
農業尊重の姿勢を貫き、他産業との調和を図るとき、土地改良事業の推進が当面の急務であります。千谷沢・横沢・原小屋地域で85haの暗渠団体営事業、武石地域で4haの県単事業として施行済みであります。今後における町単助成は、これらの施策にとり残された地域のみ限定し、生産意欲に応じてまいりたいと存じます。

重点施策の第4は教育文化の向上であります。
新年度において法末小学校教員住宅を新築し、町民スキー場を建設し冬期間の体力増進を図り、他面社会教育面での活動は趣味を通じスポーツを通じ、グループの育成など青少年の健全育成を願ひ、婦人・家庭・高令者へと広げる社会活動は、よりよき人間関係とコミュニケーションを築き上げ、もって生涯教育の充実を図りたいと念願いたす次第であります。
わが郷土は、自らの努力と英知によって建設するという町民意識を昂揚し、すべての町民が誇りと愛着をもち、日々新たな積み重ねの中に真に健康で豊かな、明るい町づくりを念願するものであります。

よい町づくりへ

一般会計(歳出)の推移



一般会計歳出主なもの

(単位=千円)

町土地改良区補助	3,000	農村総合整備計画印刷製本費	1,100
財政調整基金積立金利子分	1,046	町商工会補助	1,500
総合センター建設基金積立金		産業育成資金貸付金	5,000
利子分	4,800	臨時ブルドーザー運転手賃金	3,500
土地開発基金積立金利子分	2,400	除雪車燃料費	2,000
衆議院議員選挙費	1,532	除雪車修繕費	2,000
町長・町議会議員選挙費	1,474	車庫維持費(ブルドーザー)	1,200
冬期集落保安要員報酬(6人)	1,440	消雪パイプ電気料	1,910
民生委員委託料	1,152	町道維持臨時人夫賃金	1,800
社会福祉活動専門員設置費	1,053	道路補修資材敷砂利	2,000
単位老人クラブ補助金	1,613	町道改良工事(七日町線他7)	40,450
老人ホーム(臨海寮)建設費他	3,859	町道改良工事用地買収費	2,955
国・県老人医療費扶助	35,400	県道公共事業負担金	5,000
さざなみ学園建設費他	2,972	町道改良工事物件補償	5,459
児童手当	20,100	町道舗装工事及特殊工事	
保育所給食材料費	7,000	(千谷沢南田線他19路線)	60,880
保育所牛乳代	2,500	橋梁維持補修費(祝橋他)	2,000
保育所保育材料費	2,610	消雪パイプ工事(小国橋線他)	11,730
若草保育所ホール床張	1,500	克雪広場建設費	26,780
日曜診療(医師・看護婦)賃金	1,213		
成人センター施設工事費	2,015		
厚生連小国診療所運営費	1,294		
水道企業団補助金	18,000		
妊産婦・乳児医療費	1,200		
妊産婦・乳児ミルク代	1,188		
町立診療所特別会計繰出金	13,000		
国保特別会計繰出金	4,000		
予防接種ワクチン	1,704		
成人病予防対策費	1,738		
防疫用薬剤品	1,575		
広域事務処理組合し尿処理関係			
負担金	4,705		
母子センター助産料	2,000		
町単基盤整備	8,000		
就業改善センター建設費	100,350		

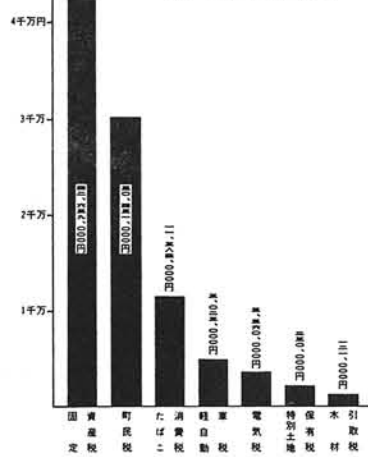


建設中の克雪広場(原地区)——面積1,450㎡約439坪
 他の2カ所(新町・武石)とも、今秋には舗装、消雪パイプ工事とも終了、冬の駐車場などとして使用される予定です。
 河川維持修繕費(温川他) 3,500
 消防団員報酬(410名) 3,317
 消防団員公債組合負担金 2,147
 消防器具置場新築(下村)他 2,130
 小型動力ポンプ3台 2,100

今月の納税

軽自動車税	全期
国保税	1期
国民年金料	第1期
保育料	4月分

町税の内訳(51年予算)



消火栓ホース 68本	2,095
教員住宅譲受代金償還金	8,714
小学校除雪人夫賃金	1,788
小学校舎整備	3,969
小学校教材用消耗品等	2,720
" 備品	4,490
中学校バス通学費補助	5,371
中学校寄宿舎寮母等賃金	2,880
柏崎高校小国分校補助	1,902
小国町史執筆者謝礼	1,070
小国町史製本印刷費	8,050
昭和31~49年度借入分償還元金	25,083
" " 利子	30,044
昭和50年度借入分償還利子見込額	10,500

春の防犯運動

期間 4月15日~5月14日

◎防犯重点

1. 盗難防止
自転車の防犯登録とカギかけ
2. 少年の非行防止
行楽、祭礼の際の少年補導
暴走族少年の補導
3. 子供をめぐる事故の防止
幼児の水死事故防止
幼児・小学生の火遊び防止

有線放送本部の音は四九九一番です。

農作業の協定料金決まる 小国町農業委員会

昭和51年度機械農作業の協定料金を 準料金でありますので、条件によって 多少の変動が考えられますが、それは 受委託者間で協定してください。

作業項目	単位	協定料金	附記
水田 耕起	10アール	4,500円	
代かき	"	4,000円	
(春) 耕起・代かき	"	8,000円	同時実施
田植	"	3,700円	田植機使用
(秋) 稲刈り	"	6,500円	バインダー・縄つき
	"	16,500円	コンバイン・調整まで
乾燥だけ	60キロ	500円	
調整だけ	"	400円	
畑 耕起	10アール	4,500円	1回耕起
		6,500円	2回耕起
		8,000円	悪条件(開墾地等)
田植人夫賃金	男	3,700円	8時間労働 賄なし
	女	3,700円	" "
稲刈人夫賃金	男	3,700円	" "
	女	3,000円	" "

ている経営主で国民年金の被保険者は、 制度です。
 当然加入と申しまして、必ず加入しなければならぬのが農業者年金です。 長い老後の生活を年金で豊かに暮せるように、未加入者は今すぐ農協で加入の手続きをしてください。

教職員移動

学校名	氏名	年齢	転出先等	学校名	氏名	年齢	備考
上小国小	江口由雄	49	三桶分校へ	上小国小	野田ハナ子	46	八王子小より
	杉原淳子	44	越路、東谷小へ		中村広子	22	新採用
	山岸リャウ	32	下小国小へ		養護 小林千秋	20	新採用
	養護 阿部正子	22	退職		事務 宮川猛	26	小国中より
	事務 永井良子	27	退職	法末小	西巻艶子	49	柏崎、南郷石小大沢分校より
三桶分校	丸山三四栄	39	柏崎、荒浜小へ	中里小	田辺博夫	48	柏崎、枇杷島小より
法末小	田中奉子	26	燕、小池小へ		田辺幸子	24	新採用
中里小	内山シズ	50	退職	小国橋小	中村政信	46	西山、中川小より
	小林和子	24	松代、桐山小へ		松井照美	24	新採用
小国橋小	山崎正治	50	越路、越路小へ	下小国小	西沢純子	44	長岡、上組小より
	柳堀信子	27	刈羽、赤田小へ		山岸リャウ	32	上小国小より
下小国小	長谷川茂子	46	辞職		橋爪てる子	25	新採用
	大関幸子	44	柏崎、別保小へ	八王子小	中沢英子	41	下小国小より
	中沢英子	41	八王子小へ		吉田ひとみ	22	新採用
八王子小	野田ハナ子	46	上小国小へ		養護 島田みち子	23	新採用
	西山裕子	26	新潟、湊小へ	小国中	教頭 山田和孝	48	柏崎、枇杷島小教頭より
	養護 伊部ふみ子	28	退職		榎並尊雄	41	西山、石地中より
小国中	教頭 上野剛	49	柏崎、二中へ		杵淵武二治	41	柏崎、四中より
	熊谷勲	46	" 五中へ		渡辺寛治	44	長岡、西中より
	石田稔	45	" 三中へ		豊田通夫	27	西頸、能生中より
	渡辺富夫	43	" 一中へ		事務 米谷昭子	18	新採用
	近藤昇	44	" 東中へ				
	飯塚依子	41	" 城北中へ				
	事務 宮川猛	26	上小国小へ				

※お詫び
先月号でお知らせ致しました若草保育所ホール張替一五〇〇〇千円は、一、五〇〇千円の誤りでした。

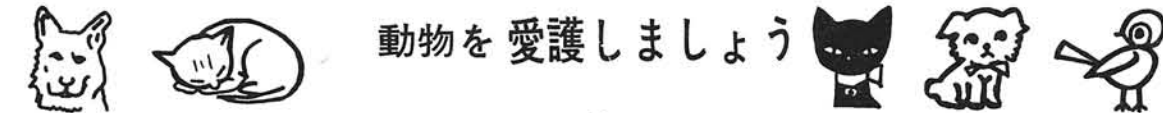
～みんなで受診しましょう～

レントゲン間接撮影

下記の日程によりレントゲン車を運行いたしますので、「結核健康診断カード」を最寄りの会場へ持参し、もれなく受診くださるようお知らせします。

5月	実施場所					時間	
	午前		午後		午後		
7日 (金)	鷺之島公民館 9:30~10:00	千谷沢公民館 10:20~10:50	原小屋公民館 11:00~11:30	武石公民館 1:30~2:30 (武石、押切)	桐沢公民館 2:40~3:30		
8日 (土)	中央公民館 9:30~11:40 (新町、上谷内、相野原、二本柳、猿橋、中里小児童)						
10日 (月)	小国橋小学校 9:30~11:30 (金沢、箕輪、上村、下村、小国橋小児童)		下小国小学校 1:30~3:30 (上栗、七日町、下小国小児童)				
11日 (火)	楢沢公民館 9:30~10:00	上岩田公民館 10:10~10:40	法末小学校 11:00~12:00 (一般、児童)	小国沢公民館 1:30~2:00	太郎丸公民館 2:30~3:30		
12日 (水)	上小国小学校 9:30~10:30 (諏訪井、上小国小児童)		小栗山公民館 11:00~11:30	森光公民館 1:30~2:00	原公民館 2:30~3:30		
13日 (木)	法坂公民館 9:30~10:20	苔野島公民館 10:30~11:00	三桶分校 11:10~11:40 (大具、三桶、児童)	山野田公民館 1:30~2:30			
14日 (金)	小国中学校 9:30~11:30			八王子小学校 1:30~2:30 (一般、児童)	芝ノ又公民館 2:30~3:30		

有線放送本部の☎は四九九一番です。



人間と動物の共存による豊かな環境づくりをめざし、「動物の保護及び管理に関する法律」が制定され、犬及びねこを始め家畜などあらゆる動物が保護並びに適正な飼養管理の対象となりました。特にペット動物は死ぬまで飼うことが義務付けられています。

従来から、犬やねこを飼っているけれども、捨てたり他人に迷惑をかけながら飼っている傾向が見受けられます。又役場へも放し飼いの苦情が数件きております。飼う場合は動物愛護の精神のもとに適正な飼いで、人と動物とが共存する住み良い郷土にしたいものです。

◎◎動物愛護協会に加入しましょう

このようなことから新潟県動物愛護協会柏崎支部が4月1日より発足いたしました。愛犬家と言われる人は特に進んで協会員になられ、動物愛護の精神・飼うための知識などを身につけ、周囲の人からも喜ばれ愛護家と自満できるようにな



っていただきたいと思ひます。
=加入申込みされたい方は=
住民課へ……年間会費500円を納入し、申出ください。

◎◎不用犬引取は廃止

今までやってきました不用犬引取事業は廃止されます。近所迷惑となるので不用犬としたい場合は、役場へその理由を付した申請書を提出し処理することとされます。

～出稼ぎされた皆さんへ～ 特例一時金制度について

昨年の4月1日から、従来の失業保険法にかわって新たに雇用保険法が施行されました。

この新しい法律により、特に季節労働者の皆さん等が失業された場合には、今までと異なり一時金(「特例一時金」といいます。)が支給されることになりましたので、その内容をお知らせします。

1. 特例一時金を受けることができる人

この特例一時金を支給を受けることができるのは、
① 季節的に雇用される人
② 毎年1年未満の短い期間だけ就労することを常態とする人。

2. 特例一時金の支給を受けるための要件

特例一時金の支給を受けるためには
① 失業していること。(労働の意志及び能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること)
② 離職の日以前の1年間に被保険者

期間(働いた期間)が通算して6か月以上あること。(特例一時金の場合には、1暦月中に賃金支払の基礎となった日が11日以上ある月を被保険者期間1か月として計算するので最低4か月22日の就労で支給資格ができる要件になっています。)

3. 特例一時金の額

特例一時金の額は、その人の賃金をもとにして計算した基本手当の日額の50日分です。ただし、離職後少なくとも3か月以内に公共職業安定所に来所され必要な手続をしないと、まるまる50日分(1回で)支給されないことがありますから、離職後あまり遅くない時期に公共職業安定所に来所されるようにしてください。

① この一時金は、支給資格決定後7日間の待期明けの失業の認定日に全額支給されるため、(但し退職理由によって支給が遅くなる方があります)通常の場合と異なり、失業の認定は1回だけです。
② 特例一時金の支給は特例一時金の支給資格を決定して

柏崎公共職業安定所

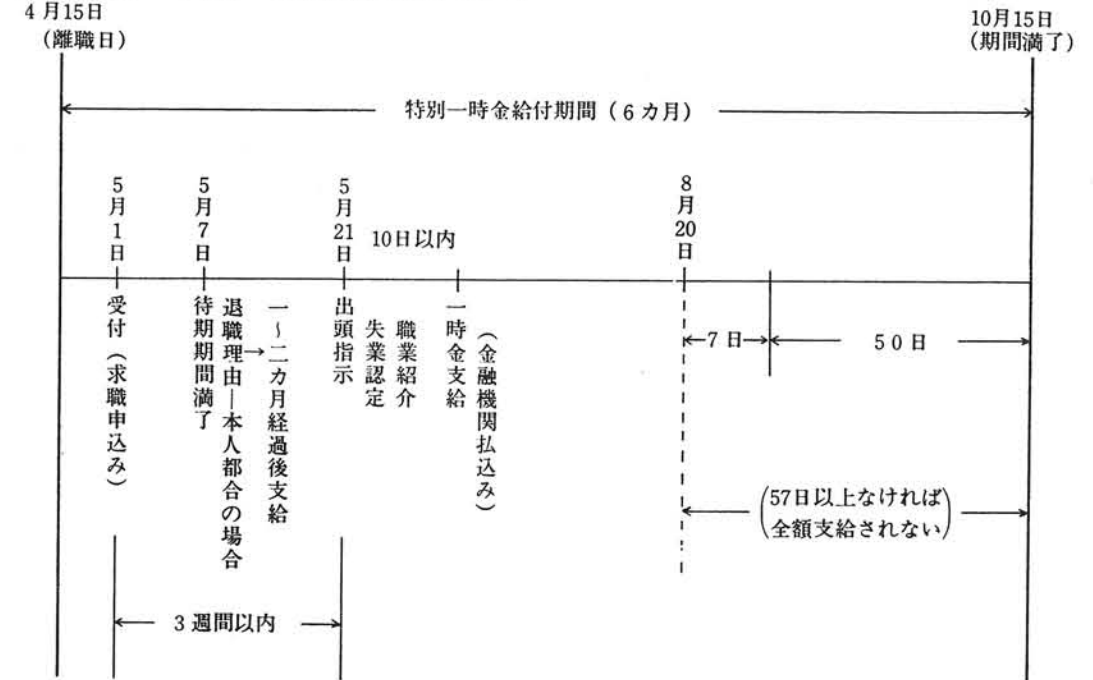
から、おおむね21日(3週間)以内に失業の認定を行ない、あなたの希望する金融機関のあなたの名義の預(貯)金口座に振り込まれます。

4. 特例一時金の受給手続
まず離職票(就労先で交付してくれます)を提出して求職の申込みをすると、公共職業安定所はあなたに特例一時金の支給資格があるかどうかを決定します。

なお、公共職業安定所に求職の申込みにお出の時は、役場に立ち寄り、次の書類をご持参してください。

- ※① 求職票
 - ② 出稼手帳又は住民票
 - ③ 写真1枚
 - ④ 雇用被保険者証
 - ⑤ 離職票
 - ※⑥ 金融機関の指定届(当日金融機関のあなたの名義の預(貯)金口座をご持参されない方は、一時金の振り込みが遅くなります。)
- ※印については役場でお渡します。

〔参考例〕 特例一時金の支給について



昭和51年度 小国町保健衛生事業年間計画

月	事業分類	事業概要		要明
		用語	説明	
4	結核予防関係	判別BCG ソベリクリン反応及び	幼児一歳児 小学校1年生 中学校2年生 百日咳、ジフテリア、破傷風の三種 混合ワクチン	1期-2歳~3歳に年3回 2期-1期のあと1年~ 1年半に1回 3歳以上の希望者 生後6カ月~1歳6カ月の乳幼児 生後3歳~6歳 小学校卒業前6カ月以内
5	疾病予防関係	判別BCG ソベリクリン反応及び	百日咳、破、三混 インフルエンザ ポリオ生ワクチン投与	各種検査と対象者
6	成人病予防	出稼帰郷時検査 出稼検査 胃腸検査	各種検査	各種検査と対象者
7	乳幼児健康相談	出稼検査 胃腸検査 乳幼児健康相談	乳幼児健康相談 ミルク支給	乳幼児健康相談 ミルク支給
8	母性保健	出稼検査 胃腸検査 乳幼児健康相談	乳幼児健康相談 ミルク支給	乳幼児健康相談 ミルク支給
9	環境衛生事業	出稼検査 胃腸検査 乳幼児健康相談	乳幼児健康相談 ミルク支給	乳幼児健康相談 ミルク支給
10	その他	出稼検査 胃腸検査 乳幼児健康相談	乳幼児健康相談 ミルク支給	乳幼児健康相談 ミルク支給
11		出稼検査 胃腸検査 乳幼児健康相談	乳幼児健康相談 ミルク支給	乳幼児健康相談 ミルク支給
12		出稼検査 胃腸検査 乳幼児健康相談	乳幼児健康相談 ミルク支給	乳幼児健康相談 ミルク支給
1		出稼検査 胃腸検査 乳幼児健康相談	乳幼児健康相談 ミルク支給	乳幼児健康相談 ミルク支給
2		出稼検査 胃腸検査 乳幼児健康相談	乳幼児健康相談 ミルク支給	乳幼児健康相談 ミルク支給

おしらせのページ

4月16日~30日		5月1日~15日	
16金		1土	
17土		2日	成人式
18日		3月	憲法記念日
19月	・1歳児検診 (旧上小国地区) 母子センター1:30~3:00	4火	
20火		5水	子供の日
21水		6木	
22木	・1歳児検診 (旧下地区) 母子センター1:30~3:00	7金	
23金		8土	
24土		9日	
25日		10月	
26月		11火	
27火		12水	
28水		13木	
29木	天皇誕生日	14金	
30金		15土	

戸籍手数料の改正について

5月1日より戸籍手数料が改正され、謄本・抄本が枚数に関係なく通数制になります。このほど改訂される手数料のおもなものは次のとおりです。

区分	現行手数料	改訂額
戸籍の謄本・抄本	1枚 70円	1通 200円
除籍の謄本・抄本	1枚 70円	1通 300円
戸籍の閲覧	1戸籍 70円	1戸籍 100円
除籍の閲覧	1戸籍 70円	1戸籍 200円
戸籍の記載事項証明	1件 70円	1件 100円
除籍の記載事項証明	1件 70円	1件 200円
受理証明書	1件 70円	1件 100円
上質紙使用の婚姻届の受理証明書	1件 500円	1件 800円
書類の閲覧	1件 70円	1件 100円

予防接種・検診等を受ける乳幼児については、4月1日より母子手帳に確認印を押すことになりましたので、必ず持参してください。

固定資産税台帳の縦覧

昭和51年度の固定資産税の課税台帳を、下記の期間中縦覧をいたします。この期間中の閲覧料は無料となります。

成人式のお知らせ

日時…5月2日(日)
午前8時~午後6時
場所…弥彦神社
対象者…昭和30年4月2日生
昭和31年4月1日生
※対象者には通知を差しあげましたが、通知のつかない人は教育委員会(☎2231)へお知らせください。

身体障害者のみなさんへ

身体障害者(1級・2級)で、同手帳をお持ちの満6歳以上の方に、身体障害者福祉強調運動にちなむ郵便はがきを、来たる4月20日以降お1人につき20枚差しあげます。ご希望の方は手帳を持参のうえ郵便局にお申し出ください。(申し出期間は5月10日まで)
なお、代理の方でも結構ですし、郵便によるお申し出にも応じます。
詳しくは郵便局へどうぞ
七日町郵便局 ☎2201
太郎丸郵便局 ☎2013
中里郵便局 ☎2050

として保存しよう

印刷 小千谷市位下印刷 発行 小国町役場